住民投票に関する市民説明会（市長とのタウンミーティングと同時開催）　市民意見要旨

10 月 31 日（土）16:30～18:00　黒鳥町会館

意見概要	市の回答
住民投票に要する費用は。	大阪府知事選挙と同時実施し、住民投票に要する費用としては約 2,300 万円弱。
住民投票結果は尊重するということだが、法的拘束力はなく、最終的には議会での判断ということであれば市民の判断が尊重されているといえるのか。	最終的に議会の判断となることについては、地方自治法で定められているが、市長も議会も投票結果は重視している。 住民投票の結果、移転への賛成が 3 分の 2 を超えれば、市長として移転と判断し議会に対して移転を提案していくが、仮に移転への賛成が過半数ではあるが、3 分の 2 に至らない場合は市長から移転を提案することはない。 投票結果を踏まえて、議員それぞれが判断することとなる。 移転条例が提案された場合、最終的には議決を要することが地方自治法で定められているが、住民投票の結果はその際の判断に大きく影響を与えるものと考えられる。
庁舎整備のスケジュールは。	庁舎位置については、平成 28 年 3 月までに決めていきたいと考えている。 その後、概ねのスケジュールとしては、設計に約 2 年あまり、その後、建設工事を実施し、平成 33 年度末に完成し、平成 34 年度春から新庁舎での執務開始を目指している。
和泉府中駅前再開発を実施したばかりであり、なぜ移転する必要があるのか。	平成８年策定の第３次和泉市総合計画を将来のまちづくりを見通しながら策定し、市を４圏域に分け、「都心」の北西部には市役所が

意見概要	市の回答
	あり、「新都心」となる中部には新たなまちができるので出張所を含む和泉シティプラザを作り、北部、南部にリージョンセンターを建設した。２０年前から今後の人口バランスも見据えてまちづくりを進めてきたもので、市としては現地での建て替えという考え方をしめした。 　しかし、建て替えるのであれば、一度建てると 60 年以上残るものであり、同じ場所に建てるとするだけでなく、他の場所への移転も検討すべきではないかとの意見があり、市としても 6 箇所の候補地を挙げ、比較検討をすすめて、最終的に和泉中央住宅展示場跡地に絞り込んできたもの。
なぜ、議会で決定せず、住民投票を実施することになったのか。	これまでの庁舎整備特別委員会の議論では、もともと建て替えで検討していたが、財源的な問題から耐震改修を検討したが、費用対効果面から耐震改修から建て替えへと検討していったものだが、第 6 回庁舎整備特別委員会で市の案として現地建て替えという考えを示したが、議会としては和泉中央住宅展示場跡地とすべきではないかとの意見もあり、市民の意見を聞くべきとして、議会から住民投票条例案が出されたもの。 　本来であれば二元代表制の下、市民から選ばれた市長と、同じく市民から選ばれた議員で決定していくべきものではあるとも考えるが、今回は住民投票条例が出されたもの。
庁舎のイメージはあるか。	国土交通省の基準をもとに庁舎の必要な延床面積を検討したところ、16,000 ㎡が必要であることがわかり、規模としては 16,000 ㎡だ

意見概要	市の回答
	が、どのような建物とするかについては、今後の基本計画、基本設計、実施設計と進める中で決定していくことになる。 　現状の概要としては、現庁舎敷地では日影規制の関係から５～６階建てが最大と考えている。 　構造としては鉄筋コンクリートで想定している。 　和泉中央住宅展示場跡地だとそのような規制も少ないので、高層建築も可能だが、必要面積に応じて建設することになる。
現庁舎敷地と和泉中央住宅展示場跡地で延床面積に3,000㎡の差が出るのはなぜか。	庁舎の必要面積は 16,000 ㎡であるが、現庁舎敷地には約 3,000 ㎡の延床面積である 3 号館があり、庁舎としてそのまま活用することができるため、それを差し引いた 13,000 ㎡を建築するが、和泉中央住宅展示場跡地に移転した場合は、3 号館を活用するには距離が離れており、そのまま庁舎として活用することは難しいと考えるため、16,000 ㎡建築することとしている。